

群馬県立みらい共創中学校 いじめ防止基本方針

群馬県立みらい共創中学校は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）に基づき、いじめ防止のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

- (1) 生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した場合は、「いじめ対策委員会」が対応する。

2 校内組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。

【構成員】

委員長 校長

委員 教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年部長、
教育相談・特別支援教育係長、養護教諭、その他関係職員、スクールカウンセラー

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

「群馬県立みらい共創中学校いじめ防止プログラム」及び「群馬県立みらい共創中学校いじめ対応マニュアル」に従い、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に係る取組を行う。

4 所轄警察署との連携及び教育委員会への報告

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と連携して対処する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署に通報し援助を求めるとともに、速やかに群馬県教育委員会に報告する。

5 保護者等関係者及び支援者等との連携

いじめが確認された場合は、保護者等関係者及び支援者等に事実関係及び指導方針等を説明し、いじめを受けた生徒及びその保護者等関係者、支援者等に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者等関係者及び支援者等に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者等関係者及び支援者等と共有する。

6 重大事態への対応

以下に掲げる事態が発生した場合は、速やかに群馬県教育委員会に報告するとともに、群馬県教育委員会又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※相当の期間とは、年間 30 日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず対処する。

7 その他留意事項

- (1) 日頃から、生徒一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢をもつとともに、どのようなことでも周囲へ相談してよいという意識を、教育活動全体を通して高める。また、学校内外の相談窓口の周知を徹底する。
- (2) 生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) 特に配慮が必要な生徒については、保護者等関係者及び支援者等との連携の下、生徒の特性を踏まえた支援を行う。
- (4) いじめが解消したか否かについては、以下の 2 つの要件をもって判断する。
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも 3 ヶ月以上継続していること。
 - ②いじめを受けた生徒がいじめに係る行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害であることを生徒に伝えとともに、SNS 等に頼らない人間関係づくりへの意識を高めていけるような指導を行う。
- (6) いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に係る生徒への指導及び取組について、達成状況を学校評価において評価し、改善を図る。